

お客様各位

新聞報道に関する当社の見解について

本日、日本経済新聞朝刊の金融経済面『フィンテックに規制の壁』に於いて、下記内容の記事が掲載されております。

【日本経済新聞 9月5日朝刊 掲載内容を一部抜粋】

給料日を待たずに、働いた分だけすぐに現金を受け取れる「給与前払いサービス」が急拡大している。非正規雇用者や若年層の間で利用が広がり、人手不足に悩む企業の人材確保にも役立っている。ただ、**一部の業者によるサービスでは「脱法」の懸念もある。**

～中略～

給与前払いサービスでは従業員が給料日前に現金を受け取れる代わりに一定の手数料を支払う。なかには、**1回の手数料が定額ではなく、引き出し金額の数%を課すケースもあるようだ。**

～中略～

問題となるのは「**無登録業者による立て替え**」だ。**給料を業者が立て替えて手数料をとれば、無登録の貸金業者による「貸し付けの可能性もある」(金融庁)**という。焦点は、前払いの原資が雇用主である企業の給与にあたるかどうかだ。

【当社の見解と解説】

当該記事において指摘されている以下の点に対して、当社の見解と、弊社『速払いサービス』に関する解説をいたします。

1. 貸付に相当するか否かについて

弊社が提供する「速払いサービス」は、雇用主企業が前払い資金を自社名義の口座に充当していただき、従業員の申し込みに対して給与の振り込みを行いません。よって弊社が前払い資金の貸付、立て替えを行なうものではありません。

※前払い資金の「預託金型」でも「デポジット(保証金)型」でもありません。

2. 労働基準法への適合性について

弊社の「速払いサービス」は、雇用主である企業が**雇用企業名義の銀行口座より労働者本人名義の口座に直接振り込む方式**になります。労働基準法では「通貨払いの原則」の例外として、労働者の同意を得て指定する銀行口座への銀行振込についてのみ認められており(労働基準法施行規則7条の2)、「直接払いの原則」の準拠と併せた運用を確立しております。

また、導入企業様には運用開始に際し、事業所単位でサービス料金の控除に関する24協定書を締結していただいております。サービス料金の請求に関する利用契約は、弊社とサービス利用スタッフとの間でも個別に締結しております。協定に基づいた控除を行っていただくため、「全額払いの原則」にも則った運用をしております。

3. サービス利用料金は引出し額に関わらず固定

「速払いサービス」のサービス利用料金は、引出額に関わらず一律です。銀行振込手数料も含めた固定額のため、引出金額により一定率での手数料が変動する金利的考え方ではありません。

弊社は『速払いサービス』に於いて10年以上の運用実績を持ち、予てより東京労働局、並びに顧問弁護士から『コンプライアンス観点で問題がない』旨の回答・意見書を取得済みです。当該記事の報道に際し、ご不明な点やご質問などございましたら、お気軽にお問合せください。

お問合せ先
株式会社エーピーシーズ
☎03-5545-3544